

令和 5 年12月1日

全学計算機システムに導入するソフトウェアに関する追加基準

全学計算機システム運用委員長

全学計算機システムの運用においては、「全学計算機システム（共通教育システム）における教育用ソフトウェア導入に関するガイドライン」

https://www.u.tsukuba.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/soft_guideline.pdf

を引き続き運用していくが、加えて、以下の追加基準を適用する。

=====

全学計算機システムに導入するソフトウェアに関する追加基準

- (a) 現在の OS（ディストリビューション）でサポートしていないソフトウェアは管理者としては導入しない
(過去に入れていたが、バージョンアップをしないソフトウェアなど)
- (b) 原則として、管理者が管理ツールで導入できるソフトウェアのみを導入する。ソースコードからのインストールはしない。
(管理ツールがソースコードからビルドするのは別)
- (c) 管理上、他のツールと衝突し、導入が困難なソフトウェアは、導入しない。ただし、簡単な回避策で利用者等が使用のしかたでカバーできるなら導入は検討する。
- (d) その他、セキュリティ上このましくないソフトウェア
(バージョン) は導入しない。
- (e) 正当な理由なく期日までに希望者が確認報告をしないソフトウェアは、削除の上、以後は同一人物から同じソフトウェアを要望されても、導入しない。

=====

平成 20 年 4 月 3 日

全学計算機システム（共通教育システム）における教育用ソフトウェア導入 に関するガイドライン

情報環境機構情報環境企画室
全学計算機システム検討WG

平成 21 年 3 月導入予定の全学計算機システムでは、有償、無償を問わず教育上必要なソフトウェアを、費用面、保守面で妥当な範囲で整備する。教育上必要であるとは、

- a. 共通科目情報処理で使用する
- b. 学生への一般的情報基盤の提供のために必要
- c. 各教育組織がその専門教育において使用する

をさす。本ガイドラインは専門教育において使用するソフトウェアを全学計算機システムにおいて整備する上での方針と導入のための条件を主に記す。

整備にあたっては、教育活動において最適と思われるソフトウェアを選定すべきであり、商用ソフトウェアと同等以上の機能・性能を備える無償のソフトウェア（以下、フリーソフトウェア）を視野に含めた選定が推奨される。しかしながら、フリーソフトウェアに対してシステム導入業者による堅固な保守体制を構築することが困難であるので、以下では、商用ソフトウェアを選定した場合（1, 2）、フリーソフトウェアを選定した場合（3）に分けて記述する。

カテゴリⅠ 全学共通のソフトウェア

共通科目情報処理または一般的情報基盤として必要なソフトウェアは優先して調達に含める。これらのソフトウェアを専門教育で使用する場合、同時使用数が制限される場合があるので、その調整のために、使用することを届け出ること。

これらのソフトウェアはセキュリティ対策としておこなわれる場合を除いて、原則としてバージョンアップはおこなわない。

カテゴリⅡ 専門教育のために共通に整備するソフトウェア

各教育組織が専門教育において使用するソフトウェアで、以下の「必要な条件」に合うもののうち、費用や保守の面から導入可能なものは調達に含める。

必要な条件：

- 1) 教育組織が開設主体となっている正規の授業科目で使用されること。ただし、卒業研究や修士論文に関連する特別演習等は含まない

- 2) 機能が同等で異なるソフトウェアの導入を希望する教育組織間において調整を行い、機能・費用の上で合理的な一本化がなされていること
- 3) 導入時に、教育組織側で責任をもってソフトウェアの動作確認ができること
- 4) 全学計算機システムの構成において障害なく動作すること

望ましい条件：

- 1) 複数の教育組織の異なる授業で使用されること
- 2) 授業で使用している実績が既にあること
- 3) 受講者数が多いこと

導入後の義務：

- 1) 授業のシラバスにおいて、授業の達成目標と関連してソフトウェアを用いた実習を行う必要性を示すこと
- 2) シラバスの授業計画中に当該ソフトウェアの具体的な使用計画を示すこと（多数のツールを組み合わせる形態の場合、その全てを記載する必要はない）

留意事項：

- 1) セキュリティホールや授業に支障があるようなソフトウェア障害が発見された場合、メーカからの障害対策版の提供があり次第、全学計算機システム管理者が対策作業を行う
- 2) ソフトウェアの使用がシステム障害の原因となる場合、あるいはソフトウェアによってシステムのセキュリティ維持に支障が生じる場合、対策がなされるまでソフトウェアの提供を中止することがある
- 3) ソフトウェアのバージョンアップのみを目的とする保守契約は調達に含まない。通常の契約のもとでバージョンアップ版が提供される場合でも、導入時のバージョンのまま使用することをシステム提供上の原則とする
- 4) 当該ソフトウェアの使用組織間で合意の上で、授業に支障を及ぼさない程度の障害に対する障害対策版やバージョンアップ版への更新作業実施を全学計算機システム管理者に申し入れることができる。教育組織の自己負担による作業を除いて、この種の作業は集中保守においておこなう。集中保守は年度毎に1度または2度程度を予定している（以下、集中保守という）。必要な保守費用が予定を超過する場合は優先順位の高いものから作業を実施する

カテゴリ III 専門教育のために教育組織が自己負担で整備するソフトウェア

教育組織がソフトウェアの購入費用を負担する形態でも、全学計算機システムにソフトウェアを導入することができる。以下の「必要な条件」を全て満たし、費用や保守の面からも導入可能と判断される場合、その導入を随時認める。

必要な条件：

- 1) 購入するライセンスは同時使用ライセンス（フローティングライセンス）等，全学計算機システムの構成に適合した契約内容であること
- 2) インストールや諸設定についての具体的な作業指示書を提出できること
- 3) 導入時に，教育組織側で責任をもってソフトウェアの動作確認ができること
- 4) 世話人教員を定めること．世話人はソフトウェアのセキュリティに関する情報の把握に努め，情報が公表された場合は遅滞なく全学計算機システム管理者に報告すること
- 5) 全学計算機システムの構成において障害なく動作すること

望ましい条件：

- 1) 当該教育組織以外の利用者が使用できること
- 2) 全ての端末で使用できるライセンスであること
- 3) 全学計算機システムへの導入調整費を負担できること

留意事項：

- 1) 導入調整費まで自己負担する場合を除いて，導入は集中保守時におこなう
- 2) 全学計算機システムとしての動作保証はない
- 3) セキュリティホールや授業に支障があるようなソフトウェア障害が発見された場合，メーカーからの障害対策版の提供があり次第，全学計算機システム管理者が対策作業を行う
- 4) ソフトウェアの使用がシステム障害の原因となる場合，あるいはソフトウェアによってシステムのセキュリティ維持に支障が生じる場合，対策がなされるまでソフトウェアの提供を中止することがある
- 5) 授業に支障を及ぼさない程度の障害に対する障害対策版やバージョンアップ版への更新作業実施を全学計算機システム管理者に申し入れることができる．教育組織の自己負担による作業を除いて，この種の作業は集中保守時におこなう．必要な保守費用が予定を超過する場合は優先順位の高いものから作業を実施する

カテゴリ IV 専門教育のためのフリーソフトウェアの取り扱い

専門教育においてフリーソフトウェアを使用する場合，以下の条件を前提に，教育組織が希望するフリーソフトウェアの導入を全学計算機システムの調達に含める．

システムの運用開始後にも，費用や保守の面から導入可能と判断される場合，新規の導入希望を随時認める．

必要な条件：

- 1) 無償とする使用許諾に適合しているか否かの調査は導入希望組織の責任において行うこと．フリーソフトウェアとしての使用が個人に限って認められる場合は，組織として提供する全学システムでの使用は認められないことが多いので留意

すること。

- 2) インストールや諸設定についての具体的な作業指示書を提出できること。パッケージ等簡便な作業で導入可能な形態で提供されていること。(ソースコードからのビルドはおこなわない)
- 3) ソフトウェアごとに世話人教員を定めて全学計算機システム管理者との窓口を一本化すること。複数の教育組織が同一ソフトウェアを希望する場合は、世話人を一元化すること。(以下、ソフトウェア使用者とは、当該ソフトウェアを授業で使用する教員全員を指し、世話人がそれを代表する)
- 4) 世話人は全学計算機システム利用者からの当該ソフトウェアの障害についての報告・質問に対する回答を行うこと
- 5) 世話人はソフトウェアのセキュリティに関する情報の把握に努め、情報が公表された場合は遅滞なく全学計算機システム管理者に報告すること。また、対策についての作業手順書を取りまとめて速やかに提出すること
- 6) 全学計算機システムの構成において障害なく動作すること

留意事項：

- 1) 全学計算機システムとしての動作保証はない
- 2) フリーソフトウェアの障害解決はソフトウェア使用者の責任においておこなうこと
- 3) ソフトウェアの使用がシステム障害の原因となる場合、あるいはソフトウェアによってシステムのセキュリティ維持に支障が生じる場合、対策がなされるまでソフトウェアの提供を中止することがある
- 4) セキュリティホールや授業に支障があるようなソフトウェア障害が発見された場合、世話人からの障害対策版の提供があり次第、全学計算機システム管理者が対策作業を行う。ただし、全学計算機システム管理者はソースコードからのビルドはおこなわない
- 5) 授業に支障を及ぼさない程度の障害に対する障害対策版やバージョンアップ版への更新作業実施を全学計算機システム管理者に申し入れることができる。ソフトウェア使用者間での調整を実施した上で、世話人が作業申請をおこなうこと。教育組織の自己負担による作業を除いて、この種の作業は集中保守時におこなう。必要な保守費用が予定を超過する場合は優先順位の高いものから作業を実施する

以上